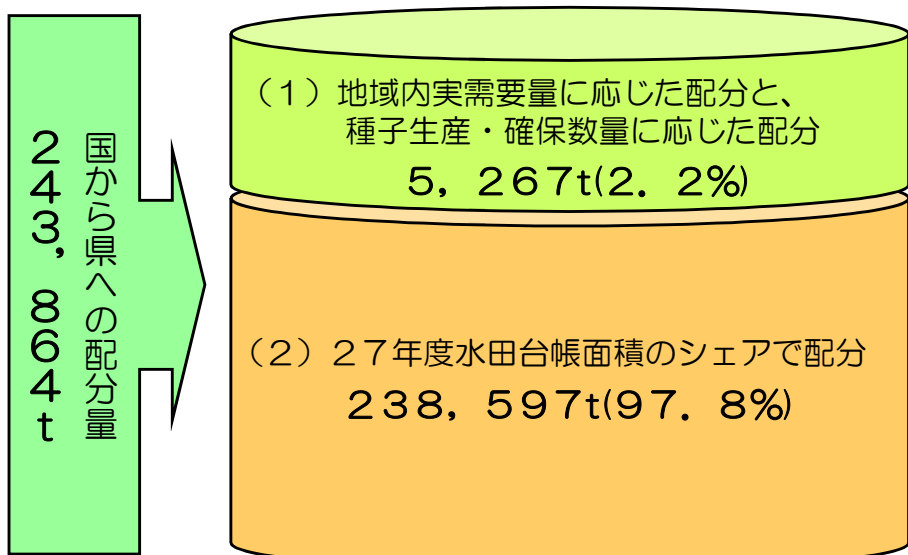


平成29年産米の市町村別の生産数量目標の設定方針

平成28年12月22日
千葉県農林水産部

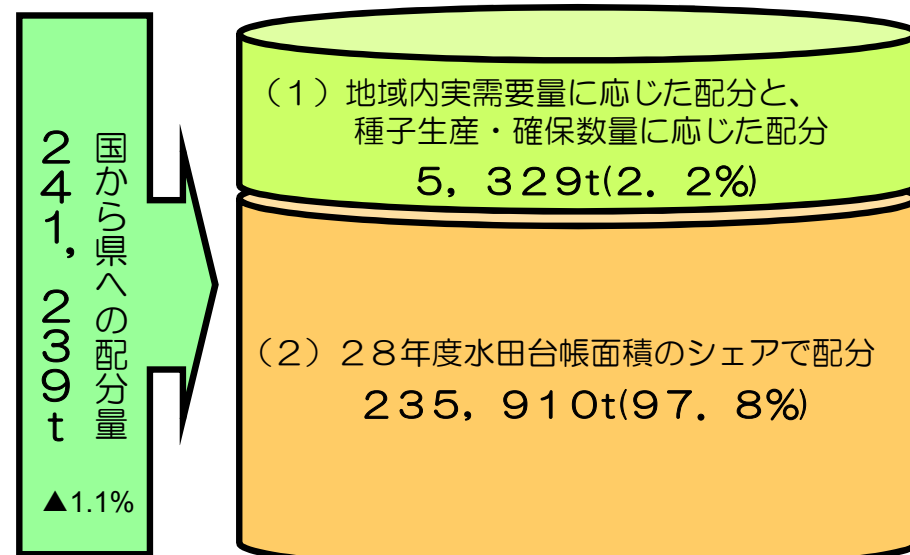
28年産米の設定方針



県から市町村への配分量の内訳

- (1) 市町村内で生産され、かつ、同市町村内の学校・病院・老人介護施設等で消費される実需要量に加えて、県が定める実施要綱により樹立された種子生産計画に基づき生産・確保された水稻種子の平成24～26年の平均数量を配分する。
- (2) 国からの生産数量目標から(1)を引いた残量を、各市町村の直近の水田台帳面積のシェアに応じて配分する
- (3) 緩和措置として(1)と(2)の合計で算出された量が
 - ①平成27年産の生産数量目標の96.9%以下となった場合、96.9%とする。
 - ②平成27年産の生産数量目標の100%以上となった場合、100%とする。
 (県の生産数量目標の対27年比98.9%の-2.0%～+1.1%の範囲)

29年産米の設定方針



県から市町村への配分量の内訳

- (1) 市町村内で生産され、かつ、同市町村内の学校・病院・老人介護施設等で消費される実需要量に加えて、県が定める実施要綱により樹立された種子生産計画に基づき生産・確保された水稻種子の平成25～27年の平均数量を配分する。
- (2) 国からの生産数量目標から(1)を引いた残量を、各市町村の直近の水田台帳面積のシェアに応じて配分する
- (3) 緩和措置として(1)と(2)の合計で算出された量が
 - ①平成28年産の生産数量目標の96.9%以下となった場合、96.9%とする。
 - ②平成28年産の生産数量目標の100%以上となった場合、100%とする。
 (県の生産数量目標の対28年比98.9%を基準に-2.0%～+1.1%の範囲)

※緩和措置として設定する範囲(±数%)は、国から県への配分量の前年比を勘案の上、設定している。